



宮崎県認証

働きやすい職場

「ひなたの極」

認証制度って？



宮崎県では、平成30年2月1日に 「働きやすい職場『ひなたの極』認証制度」を創設しました。

この制度は、仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所（以下「企業等」という。）のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を「働きやすい職場『ひなたの極』」として知事が認証する制度です。

● 対象企業等について

宮崎県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人（国及び地方公共団体を除く）が対象です。ただし、以下の全ての要件を満たしている必要があります。



- ・労働基準法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の関係法令を遵守するとともに、それら法令に則した就業規則等を整備していること。
- ・過去3年間に於いて、法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- ・国税、県税及び市町村税並びに労働保険料の滞納がないこと。
- ・役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

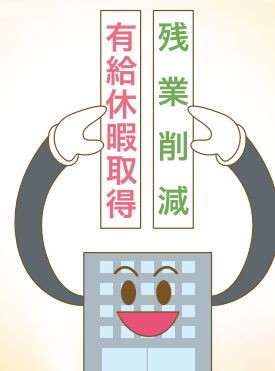
[認証の要件]

● どんな企業等が認証の対象になるの？

働きやすい職場「ひなたの極」認証企業等となるには、県が定めた審査項目（26項目）のうち、企業等が取得した該当する審査項目の総得点の割合が85%以上である必要があります。主な審査項目は次のとおりです。

1 働き方(休み方)見直しに関する取組(8項目)

- ・所定外労働時間の削減について、具体的な数値目標を設定し、数値目標達成のための具体的な取組を行っている。
- ・過去1年間における、フルタイム労働者の「法定時間外・法定休日労働時間の平均」が、各月ごと45時間未満である。
- ・年次有給休暇を半日単位又は時間単位で取得できる制度を設けている。また、取得実績がある。等



2

育児・介護休業制度等の整備状況と実績(10項目)

- ・過去3年間に於いて、女性(男性)の育児休業取得者がいる。
- ・過去3年間に於いて、介護休業若しくは介護休暇取得者がいる。
- ・過去3年間に於いて、子の看護休暇取得者がいる。
- ・育児・介護休業法で定められた、育児・介護のための「所定外労働の制限」、「時間外労働の制限」、「深夜業の制限」について、過去3年間に於いて、取得実績がある。等



3

その他(8項目)

- ・100人以下の企業等に於いて、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定の上、労働局に提出している。(ただし、101人以上の企業に於いては、労働局への提出が必須項目となっています。)
- ・国や県等が開催する研修会等に、労働者を積極的に参加させるなど、労働者の人材育成等に取り組んでいる。
- ・労働者に対するメンタルヘルスに関する相談窓口を設置し、具体的な対応を行っている。等



働きやすい職場「ひなたの極」[®]として認証されるメリット

認証されるとどんなメリットがあるの？

働きやすい職場「ひなたの極」企業等として認証されると…

就職説明会、企業ガイダンス等への優先参加

ハローワークにおける求職者への認証企業であることの周知PRの実施

宮崎県中小企業融資制度での優遇措置
(詳しくは宮崎県商工観光労働部商工政策課経営金融支援室ホームページをご覧ください。)

県のホームページに企業等名が掲載されることによるイメージアップ

みやざき犬の優先的派遣

(注意)ただし、必ずしも派遣されるとは限りません。申込み等については、宮崎県商工観光労働部観光経済交流局オールみやざき営業課ホームページをご覧ください。)

清掃・警備保障業務の競争入札参加資格者名簿登録の審査における加点

商談会等の情報提供

といったメリットがあります。

お申込み・
お問合わせ先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課労政福祉担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電話番号:0985-26-7106 メールアドレス:koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp